

【第1号議案】令和2年度鳥取県図書館大会（7月28日開催予定）の中止について

1 第1号議案

今年度7月28日に開催を予定している鳥取県図書館大会を中止する。

2 議案提出の経緯及び理由

(1) 鳥取県図書館大会について

・鳥取県図書館大会は、公共図書館、大学、高校、小・中学校、県教育委員会事務局等で組織する実行委員会が企画・立案を行う。

今年度は【資料1：第26回 鳥取県図書館大会 開催要項（案）】のとおり、倉吉市を会場とし、定員は300名、県外より講師を招聘する準備を進めている。

鳥取県図書館協会の会員は【資料2：鳥取県図書館協会について】のとおり、鳥取県図書館大会に無料で参加することができる。

(2) 鳥取県図書館大会の中止について

・鳥取県図書館大会の実行委員会を4月21日（火）に開催。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、実行委員の中から7月の開催について懸念の声が上がった。

・実行委員会の結果を受け、鳥取県図書館協会臨時理事会を開催し、中止はやむをえないとの意見が多数となった。開催時期の延期についても検討したが、今年度秋以降は県内において既に様々なイベントが企画されており、新たに300人規模の大会を開催することは困難だと考えられるため、鳥取県図書館大会を中止とする案を提出する。

【第2号議案の1】鳥取県図書館協会会則の改正について
(鳥取県図書館協会長の専決事項について)

1 第2号議案の1

鳥取県図書館協会長の専決事項について鳥取県図書館協会会則に条文を追加する

2 議案提出の経緯及び理由

(1) 総会について

・鳥取県図書館協会の運営に関わる事項(予算、決算、事業、会則の改正など)は総会の審議をもって決定とする。(総会については【資料3:鳥取県図書館協会会則(改正案)】の第13条のとおり。)

(2) 議案の提出理由

感染症の流行や災害発生時などには予想外の事態が生じる可能性がある。このような場合では迅速な意思決定が求められるが、総会を招集し審議決定できないことも考えられる。

そこで、総会における審議決定が必要な事項であっても、特に緊急の必要があり、なおかつ総会を招集できない場合に限り、会長の専決処分を行うことができるよう会則を改正する。

(3) 会則の改正案について

下記の条文を第11条に追加する。【資料3:鳥取県図書館協会会則(改正案)】のとおり。

(会長専決)

第11条 会長は、総会の決議を要する事項であっても、特に緊急の必要があり、なおかつ総会を招集することができない場合には専決処分をすることができる。ただし、その範囲は事業及び予算とする。

2 前項により専決処分した事項については総会で報告し、承認を受けなければならない。

【第2号議案の2】鳥取県図書館協会会則の改正について

(書面または電磁的方法による理事会及び総会の開催について)

1 第2号議案の2

理事会及び総会がやむを得ない理由により開催できない場合において、書面または電磁的方法により審議に参加できるよう条文に追加する。

2 議案提出の経緯及び理由

(4) 議案の提出理由

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、一堂に会する会議の開催が困難となっている。このような状況下であっても鳥取県図書館協会の運営について会員が審議決定を行う機会を保障するためには、参集以外の方法による審議決定の手段が必要である。

そこで、やむを得ない理由により理事会または総会が開催できない場合に限り、書面または電磁的方法による会議への参加を認めるよう会則を改正したい。

(2) 会則の改正案について

下記の条文を第13条4に追加する(下線部)。鳥取県図書館協会会則の改正案は【資料3：鳥取県図書館協会会則(改定案)】のとおり。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回これを開く。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを開く。

4 総会の議事の成立は、出席者の過半数以上の同意をもって決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。総会は会長が招集し、構成員の出席により開催するが、やむを得ない理由により開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって審議決定に代えることができる。

理事会については鳥取県図書館協会会則第14条に定められている。理事会の議事の成立(第14条の4)についても第13条4と同様とする。